

# 日東レンタル補償制度



Nitto Rental

日東レンタル

# 日東レンタル補償制度

補償の対象			補償の内容			
自動車補償制度	レンタカー	軽自動車 ダンプ、トラック クレーン付き車両、散水車 登録番号付高所作業車 など	対人賠償  <b>無制限</b>	対物賠償  <b>500万円</b>  <b>300万円</b>	搭乗者傷害 死亡・後遺障害 1,000万円 入院日額 7,500円 通院日額 5,000円	車両損害 破損事故、盗難事故による損害に対し、ご負担される修理費など、損害額の一部を補償します。 ※時価額は車両により変わります。
	特殊車両類	タイヤショベル、グレーダ タイヤローラ、ロードローラ コンバインドローラ など				
自走式建設機械補償制度	軽機械類など	ミニバックホー、バックホーブルドーザー、キャリア、 振動ローラ1t以下（ハド'ガイト'式） クローラ式高所作業車 ホイール式高所作業車 発電機類、コンプレッサ 投光器 など ※登録番号なしの機械に限ります。	対人賠償 ・ 対物賠償		車両損害	
			<b>対人・対物合算で 1事故 1億円</b>		搭乗者傷害……補償されません	

## 補償料・免責金額一覧

	対象車種・機種	補償料	対物賠償	部分損	全損・盗難		対象車種・機種	補償料	対物賠償	部分損	全損・盗難
		日割単価	1事故の免責額					日割単価	1事故の免責額		
自走式建設機械・特殊車両類	ミニバックホー-0.2以下	400円	10万円	15万円	45万円	高所作業車両	車両搭載式（10m未満）	800円	10万円	20万円	80万円
	バックホー-0.25クラス	600円	10万円	20万円	60万円		車両搭載式（12m～16m）	800円	10万円	20万円	80万円
	バックホー-0.4～0.45クラス	700円	10万円	25万円	75万円		車両搭載式（17m～24m）	1,000円	10万円	20万円	100万円
	バックホー-0.7	900円	10万円	30万円	90万円		車両搭載式（27m）	1,000円	10万円	20万円	130万円
	ブルドーザ（4t以下）	500円	10万円	15万円	45万円		スーパーデッキ（12m）	1,000円	10万円	20万円	130万円
	キャリア（4t以下）	500円	10万円	10万円	30万円	自動車	軽自動車（ダンプ・トラック・バン）	500円	10万円	7万円	15万円
	タイヤショベル（0.5m <sup>3</sup> 以下）	500円	10万円	15万円	40万円		2Tダンプ	500円	10万円	10万円	25万円
	タイヤショベル（0.6～1.3m <sup>3</sup> ）	500円	10万円	20万円	60万円		3Tダンプ	500円	10万円	10万円	30万円
	振動ローラ1t以下（ハド'ガイト'式）	300円	10万円	10万円	30万円		4Tダンプ	800円	10万円	15万円	40万円
	コンバインドローラ	500円	10万円	15万円	40万円		2Tクレーン付	500円	10万円	15万円	50万円
タイヤローラ（10t）	500円	10万円	25万円	75万円	4Tクレーン付	800円	10万円	20万円	80万円		
ロードローラ（10t）	500円	10万円	25万円	75万円	トラック（3t以下）	500円	10万円	10万円	30万円		
グレーダー	500円	10万円	30万円	90万円	散水車	800円	10万円	20万円	80万円		
軽機械類	発電機（10KVA～37KVA）	400円	10万円	10万円	20万円	テーブルリフト（10m以下）	400円	10万円	10万円	30万円	
	発電機（40KVA～125KVA）	400円	10万円	20万円	40万円	※弊社補償制度を適用した場合の休車料金については別途請求させていただきます。  ※補償料及び免責金額は、仕様並びに地域により、上記金額と異なる場合があります。  ※弊社保有以外の車両、機械につきましては、補償料及び免責金額は、上記金額と異なります。					
	ウェルダ（小型）（兼用型）	400円	10万円	10万円	20万円						
	コンプレッサー（20馬力以下）	400円	10万円	10万円	20万円						
	コンプレッサー（25馬力～100馬力）	400円	10万円	10万円	30万円						
	高圧洗浄機	100円	10万円	10万円	20万円						
	スプレーヤー（小型）	100円	10万円	10万円	20万円						
投光器（2灯・4灯）バルーン	400円	10万円	10万円	30万円							

## 補償について

自動車補償制度	対人賠償責任補償	対物賠償責任補償	搭乗者傷害補償	車両損害補償
	自動車（ナンバー付特殊車両を含む）の事故により他人を死傷させた場合、法律上の損害賠償責任に対し、保険会社の定める補償範囲内で補償を受けることが出来ます。	自動車（ナンバー付特殊車両を含む）の事故により他人の財物（自動車、家屋など）に損害を与えた場合、法律上の損害賠償責任に対し、保険会社の定める補償範囲内で補償を受けることが出来ます。	自動車（ナンバー付特殊車両を含む）の事故により正規の乗車位置に乗車中の方が死傷された場合、保険会社の定める補償範囲内でお見舞金をお支払いいたします。	自動車（ナンバー付特殊車両を含む）の事故によりレンタル中の自動車が破損した場合や、盗難された場合について、損害額の一部を補てんいたします。保険金額はそれぞれの車両によって変わります。
<h3>【対象とならない主なもの】</h3> <p>《対人・対物賠償責任補償》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●無資格運転、法令違反運転（飲酒等）による車両損害</li> <li>●加入者による故意・重大な過失による損害</li> <li>●地震もしくは噴火などの天災、またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>●事故を起こされた方と被害者の関係が、父母・配偶者・子の場合</li> <li>●加入者の会社従業員及びその使用人の身体に与えた損害</li> <li>●加入者が元請会社等から支給された資材などに与えた損害</li> <li>●加入者が所有、使用、管理する財物に生じた損害</li> <li>●製造元が定める正しい使用方法以外での使用中に発生した損害</li> <li>●補償額を上回る部分の損害</li> <li>●重大な法令違反によって生じた損害</li> <li>●正規の乗車位置に搭乗していない際の搭乗者傷害</li> </ul> <p>●その他、引受保険会社の定める約款の規定どおり</p>				

自走式建設機械補償制度	賠償責任補償	動産補償
	ナンバー無し自走式建設機械及び、発電機や機材等で作業中に操作ミスにより第三者へ損害を与えた場合、法律上の賠償責任に対し、賠償責任補償の定める補償範囲内で補償いたします。	当社レンタル機を使用中、保管中、運送中に偶然な事故により機械が損傷または盗難された場合、損害額の一部を補償いたします。
<h3>【対象とならない主なもの】</h3>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>●無資格運転、法令違反運転（飲酒等）による車両損害</li> <li>●法令違反となる公道走行中の事故による損害</li> <li>●加入者による故意、重過失による損害</li> <li>●戦争、暴動、労働争議等による損害</li> <li>●地震、噴火、洪水、津波など天災による損害</li> <li>●詐欺、横領、置き忘れ、紛失などによる損害</li> <li>●レンタル期間を無断延長した際に発生した損害</li> <li>●通常の使用結果として生じる消耗（履帯、バケット等）</li> </ul> <p>●その他、引受保険会社による約款に定める通り</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●無資格運転、法令違反運転（飲酒等）による車両損害</li> <li>●法令違反となる公道走行中の事故による損害</li> <li>●加入者による故意、重過失による損害</li> <li>●製造元が定める【正しい使用方法】以外での使用中の損害</li> <li>●地震、噴火、もしくはこれらによる津波による損害</li> <li>●置き忘れ、紛失などによる損害</li> <li>●盗難において、警察への届け出がない場合</li> <li>●レンタル期間を無断延長した際に発生した損害</li> <li>●通常の使用結果として生じる消耗（履帯、ベルト、バケット等）</li> <li>●海岸近くなどで使用したことなどによる塩害による錆</li> <li>●始業点検を怠ったことによる損害</li> </ul> <p>●その他、引受保険会社による約款に定める通り</p>	

※事故の状況により対象にならない場合があります。よってお客様自身にて賠償責任保険(建設工事保険、請負賠償責任保険等)にご加入することを、おすすめいたします。

**補償料は貸出日より返却日までの  
全日数分をご請求させていただきます。**



## 【注意事項】

- 1、事故発生時には速やかに当社指定報告書にてご報告ください。ご報告が無い場合、支払いの対象外となる場合がございます。
- 2、物件の損害額が補償額を超過する場合（動産、自動車車両補償の場合は時価額）超過分の賠償責任につきましてはお客様のご負担となります。
- 3、当パンフレット内の各種補償制度は損害保険会社の規定に基づいてのお支払いとなります。
- 4、パンフレット内の《免責金》とは、損害額の内、お客様にご負担していただく金額となります。

※本パンフレット内の表示内容などにつきましては、予告なしに変更することがございます。

※2022年10月改定